

三労発基 1130 第 7 号
令和 4 年 11 月 30 日

各労働基準協会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

死亡災害ゼロに向けた緊急対応の要請等について

平素は、労働行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 11 月 28 日、三重県内の製造業の工場内において、冷却装置の点検作業中に 2 名の労働者が木くずの灰に埋もれて死亡し、また、同日、三重県内の建設工事現場において、重さ約 3 トンのコンクリートブロックが倒れ、1 名の労働者が挟まれて死亡する災害が発生しました。

このような事態を受け、当局は、死亡災害ゼロに向けた緊急の対応を要請することといたしました。

つきましては、緊急自主点検表（別添 1）を送付しますので、会員事業場に対し、緊急自主点検の実施、点検結果に基づいた安全対策の徹底を指導援助されるよう要請します。

なお、当局は、12 月 1 日から 12 月 31 日までを「墜落災害防止強調月間」と位置づけ、建設工事現場等の墜落災害が発生するおそれのある事業場に対し、「チェックリスト」（別添 2）による安全総点検を指導していますので、併せて、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

死亡災害ゼロに向けた緊急対応の要請等について

三重労働局長 金尾 文敬

日頃より、労働災害防止をはじめとする労働行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年11月28日、三重県内の製造業の工場内において、冷却装置の点検作業中に2名の労働者が木くずの灰に埋もれて死亡し、また、同日、三重県内の建設工事現場において、重さ約3トンのコンクリートブロックが倒れ、1名の労働者が挟まれて死亡する災害が発生しました。

これらの状況に加えて、年末年始は、慌ただしい中での大掃除や、機械設備の点検・再稼働等の非定常作業が増え、労働災害の発生リスクが大きくなることから、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、無理のない工期の設定、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認等に全員で取り組むことが、より一層重要となります。

このため、三重労働局及び県内の労働基準監督署では、緊急自主点検（裏面）の実施、点検結果に基づいた安全対策の推進を図ることといたしました。

また、12月1日から12月31日までを「墜落災害防止強調月間」と位置づけ、建設工事現場等の墜落災害が発生するおそれのある事業場に対し、「チェックリスト」（別添）による安全総点検の取組も進めているところです。

つきましては、緊急自主点検及び墜落災害防止による取組を広く周知・徹底していただきますよう要請いたします。

死亡災害ゼロに向けた緊急対応の自主点検

年末年始に向けて保守点検等の非定常作業も多くなります。安全は急がず焦らず怠らず、無理のない工期を設定するとともに、本点検表を活用して労働災害防止の取組を推進しましょう。

1 安全衛生教育を実施していますか？

- 労働者の雇入れ時、作業転換時に労働災害防止に関する教育を実施している
- 管理的な業務を行う労働者に対し安全衛生管理に関する教育を実施している
- 法定資格の必要な作業には、資格者を配置している
- 機械等の操作に関して作業実態に応じた安全衛生教育を実施している

2 転倒災害防止のための措置を講じていますか？

- 身の回りの整理・整頓を行い、通路や階段、出口に物を放置しない
- 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いている
- 作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用させている
- 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけている

3 墜落・転落災害防止のための措置を講じていますか？

- 高所やピット等で墜落・転落の恐れのある箇所には、囲い、手すり、覆いなどを設けている
- トラックやコンテナ等へのシート掛け・シート外しを行う際は、安全な作業床の設置、又は、墜落制止用器具及び保護帽を使用させている
- 高さ2m以上の箇所で足場等の設置が困難な箇所では、適切な墜落制止用器具を使用させている
- 高い位置の作業では作業台を設置し、はしごや脚立は極力使用させない
- はしごや脚立を使用する場合、はしごは上部を固定するなど転倒防止措置を講じ、脚立は開き止めを確実に掛け天板には乗らないことなど適切な使用方法を徹底している

4 機械へのはさまれ・巻き込まれ災害防止のための措置を講じていますか？

- 機械の駆動部など、はさまれ・巻き込まれの恐れのある箇所には、覆いを設ける等の措置を講じている
- 機械の清掃、検査、修理、調整等の作業を行う際は、機械の運転の停止を確認したうえで作業を行っている
- 上記作業のため運転を停止している機械について、起動装置に表示板をかける等、他の労働者が運転することを防止する対策を講じている

5 交通労働災害防止のための措置を講じていますか？

- 労働者に対して交通労働災害防止にかかる教育を実施している
- 運転業務の前に体調、飲酒の状況等を確認している
- 運行経路における交通安全情報マップを作成し、労働者に周知している

6 高年齢労働者に配慮した措置を講じていますか？

- 通路を含め、安全に移動できるように十分な明るさ(照度)を確保している
- 警報音等は聞き取りやすい中低音域の音とし、パトライト等は有効視野内に設置している
- 階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消している
- 不自然な作業姿勢をなくすため作業台の高さや作業対象物の配置を考慮している

7 労働災害防止に関する情報を共有するための措置を講じていますか？

- ヒヤリ・ハット情報を収集し、事業場内外の危険箇所を把握している
- 事業場内外における危険箇所について、労働者間で情報を共有している
- 危険箇所について見える化を図り、注意喚起を行っている
- 事業場内や配送経路における危険マップを作成し共有している
- 危険予知訓練(KYT)を導入し、実施している
- リスクアセスメントを導入し、リスク低減措置を講じている

令和4年度

墜落災害防止強調月間

夏季：7月1日から31日まで
冬季：12月1日から31日まで

墜落による死傷災害は、他の労働災害に比べ被災による重篤度が高くなっています。三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」として、墜落災害防止の取組を推進しています。このチェックリストを活用して、作業場所の墜落によるリスクの低減を図りましょう。

□ 1 足場、屋根等からの墜落・転落災害を防止しましょう。

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

- ①足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置してください。※
- ②足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置してください。
- ③作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置してください。※
- ④フルハーネス型安全帯等の高さに応じた墜落制止用器具を使用してください。※
- ⑤必要に応じて、墜落制止用器具を使用するための親綱を設置してください。※
- ⑥床材、手すりなどの点検、補修を行ってください。※
- ⑦作業手順を周知してください。
- ⑧新規入場者教育など必要な安全衛生教育を行ってください。※

□がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。

□ 2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害を防止してください。

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生しています。その他、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。

はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

- ①移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止してください。
- ②はしごの上部・下部の固定状況を確認してください。※
(固定できない場合は、他の人がはしごを支えてください。)
- ③はしごの上端を上端床から60cm以上突出させてください。
- ④はしごの立て掛け角度を75度程度確保してください。
- ⑤はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしてください。
- ⑥はしご、脚立の昇降時に手に荷物を持たずに昇降してください。
- ⑦脚立の天板に乗って作業をしないでください。



□がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。



□ 3 荷役作業時における墜落・転落災害を防止しましょう。

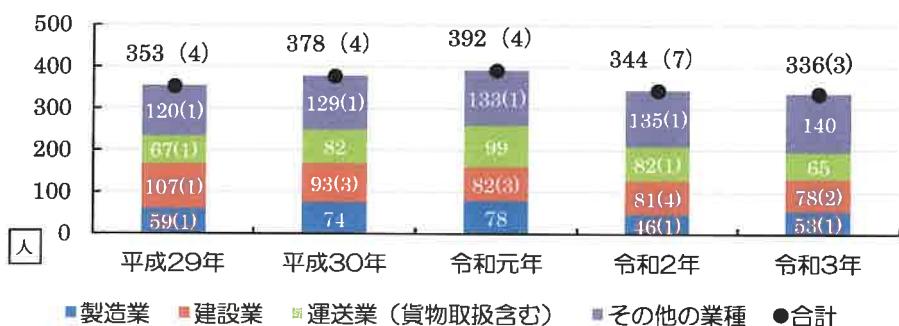
荷役作業の災害は、荷台作業中の足の滑り、つまづき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で転落する災害も発生しています。

- ①雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用してください。
- ②作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行ってください。
- ③トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することを検討してください。
- ④やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしてください。
- ⑤2m以上の高所作業では安全な作業床を設置してください。※
(作業床の設置が困難な時は安全ネットの設置又は安全帯を使用してください。)
- ⑥床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を設置してください。※
- ⑦墜落時保護用のヘルメットを着用してください。※

☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。



墜落災害発生状況の推移（休業4日以上の死傷者数）



令和4年1月2日より、旧規格の墜落制止用器具（いわゆる安全帯と呼ばれていたもの）の使用が禁止されましたのでご注意ください。



墜落による死亡災害の発生状況

発生月	業種	被災者の職種・年齢	災害発生状況
令和4年4月	無機・有機化学工業製品製造業	作業者・20代	被災者は、反応器の内部を縄梯子で上っていたところ、約10メートルの高さから墜落した。
令和4年2月	木造家屋建築工事	大工・50代	被災者は、新築の建築工事現場において、石膏ボードを張っていたところ、約4メートルの高さから墜落した。
令和3年2月	その他の建設業	作業員・50代	被災者は、工場屋根上で修理作業をしていたところ、屋根スレートを踏み抜き、約7メートルの高さから墜落した。
令和3年2月	紙加工品製造業	作業員・60代	被災者は、テント倉庫において、フォークリフトの爪に刺したパレット上でテントの捲れを直していたところ、約3メートルの高さから墜落した。
令和2年11月	その他の建設業	作業員・50代	被災者は、トラックのキャビン上において、屋根材の荷上げ作業をしていたところ、約2メートルの高さから墜落した。
令和2年10月	その他の土木工事業	型枠大工・60代	被災者は、倉庫2階で床上操作式クレーンを用いていたところ、2階床面の開口部から約4メートル下の1階床面に墜落した。
令和2年9月	機械修理業	点検工・50代	被災者は、ラッチアームバケット上で点検作業をしていたところ、約6メートルの高さから墜落した。
令和2年8月	産業廃棄物処理業	作業員・60代	被災者は、破碎機の横に設置した足場上において、木製板を破碎機に投入していたところ、約4メートルの高さから破碎機の中に転落した。
令和2年8月	一般貨物自動車運送業	運転手・60代	被災者は、粉粒体運搬車のタンク上部において、飼料を投入していたところ、約3メートルの高さから墜落した。